

平成30年労第164号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

1 請求人は、A会社が元請として施工する新築工事現場において、建築板金工として業務に従事していた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、工事現場の足場のブレースに足をかけたところ、バランスを崩して墜落し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、B病院を受診し、「頭部打撲、腰痛症」と診断され、複数の医療機関において療養後、同年〇月〇日、C医院に転医し、「第12胸椎圧迫骨折、複合性局所疼痛症候群」と診断され、平成〇年〇月〇日、D病院を受診し、「外傷性頸部症候群、バレー・リュウ症候群、頸椎捻挫、複合性局所疼痛症候群Ⅱ型」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当すると認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第1 1級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、せき柱の障害、両上肢の機能障害及び疼痛等の神経障害であると認められるので、以下検討する。

(2) 請求人の胸椎の障害について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付け意見書（以下「障害意見書」という。）において、請求人のX線写真を確認の上、「せき柱に変形を残すもの」と述べており、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、障害等級第1 1級の5「せき柱に変形を残すもの」に該当するものであると判断する。

ところで、請求人の両上肢について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「右手の握力低下、左手の疼痛、可動域制限。両上肢に著しく可動制限がある」と述べている。また、平成〇年〇月〇日測定の関節運動測定表においては、両肩が参考可動域角度の1/2以下、両手関節が参考可動域角度の3/4以下にそれぞれ関節可動域が制限されていることが認められる。

しかし、E医師は、障害意見書において、要旨、「両肩の可動域制限の原因は不明である（外傷はない）。障害等級に考慮不要」と述べており、当審査会としては、本件災害の発生状況、請求人の症状の推移等を踏まえると、E医師の所見は妥当であると認められる。また、両手関節の可動域制限については、肩関節と同様、同部に原因となる器質的病変は、見いだせない。したがって、請求人に残存する両上肢の機能障害は本件災害による障害と認めることはでき

ない。

- (3) G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の傷病名を「CRPS」（複合性局所疼痛症候群）と述べ、併せて、「関節の拘縮はない。右手の熱感、発赤はあったが終診時にはなかった」とも述べ、E医師も「CRPSの診断となる程度の疼痛は認めない」と述べている。当審査会としても、請求人に関節拘縮の所見が認められないことから、障害等級認定基準に定める反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）と認めるに足る3要件すべてを満たしておらず、障害等級には該当しないものと判断する。

一方、請求人には「左手の疼痛」、「頸～背部痛、両上肢の疼痛、しびれ感」が認められるところ、E医師は、上記障害意見書において、「頸部外傷症候群の上肢痛」と述べており、当審査会も同医師の意見を妥当なものと認め、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものであると判断する。

なお、請求人が主張する腰痛及び両下肢痛については、決定書理由に説示のとおりである。

- (4) 以上から、請求人に残存する障害の障害等級は、「せき柱に変形を残すもの」（障害等級第11級の5）、「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）と認められ、これら2つの障害は系列を異にすることから、労災則第14条第2項の規定に基づき、重い方の身体障害をもって併合第11級に該当するものと判断する。
- (5) なお、請求人は残存する障害が障害等級第7級の3であると主張するが、請求人に残存する障害は（4）に示したとおりであり、請求人の主張を裏付ける根拠を見いだすことはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。